

個人情報の第三者提供

個人情報保護法では、個人データの第三者への提供には原則として事前に本人の同意が必要とされています。一方、加入者の利益になるもの、又は事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが加入者にとって必ずしも合理的とはいえないものについて、加入者本人から特段の意思表示がない場合は、默示による包括的な同意が得られているとみなすとしています。

このため、当健康保険組合では、以下の項目についてあらかじめ同意が得られているものとして業務を行います。これらについて同意されない方は、被保険者記号番号、氏名、同意できない項目及びその理由を記載した文書により、当健康保険組合までお申し出ください。

- ①医療費及び保険給付金の明細を世帯分まとめて被保険者宛に通知すること
- ②法定・付加給付（高額療養費、傷病手当金等）を事業主経由で行うこと
- ③医療機関等から資格確認等があり、保険給付等に必要がある場合
- ④資格喪失後受診に対して被扶養者分を含む医療費の返還請求
- ⑤事業主から被保険者等の資格確認等の照会があった場合
- ⑥組合員の健康を保持、増進させる保健事業を推進するため、特定保健指導等の業務委託先への提供
- ⑦医療費適正化を推進するため、レセプト点検業務委託先への提供